

鶴岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民が主体となった地域福祉を推進する計画を策定するため、鶴岡市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 鶴岡市地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 自治組織関係者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 社会福祉事業の従事者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 本委員会は、必要に応じて、オブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から令和8年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初の委員会は市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(部会)

第6条 委員会に、特定の事項を協議し、及び検討するため、部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第7条 委員会及び部会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。